

# 八雲町役場庁舎等の整備に関する提言書

平成31年3月

八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会

## はじめに

役場庁舎等の整備に関しては、平成 29 年第 6 回八雲町議会臨時会での町長の所信表明において、役場庁舎、公民館、町民センター、郷土資料館、保健福祉課を集約した合同庁舎の建設を検討することが示され、平成 30 年度町政執行方針においても、役場庁舎移転に向けた取組を進めることが示された。

また、平成 30 年 4 月 25 日に開催された第 6 回総務経済常任委員会においては、独立行政法人国立病院機構八雲病院の跡地利用を念頭に置き、北海道八雲養護学校の活用も考慮しながら、基本構想等の策定に向けて具体的な検討を進めることが示されたところである。

役場庁舎等の整備にあたっては、町民の利便性の向上と効率的な行政運営を行うことは勿論のこと、台風、豪雨、地震などの自然災害に対しても防災拠点としての機能を果たせる強靱な建物であることが要求されることから、その整備検討にあたっての諸課題の把握に努め、町民の利便性の向上、効率的な行政運営、防災拠点機能の確保など、施設の機能、規模及び内容のほか、必要な事項について調査を行いながら議論を深め、町民の安全を守り、より良い町民サービスの提供を推進するため、平成 30 年第 3 回八雲町議会定例会において、本特別委員会を設置することが決議されたものである。

本特別委員会では、公共施設や民間施設と複合化している事例の視察を実施し、5 回に渡って委員間の意見交換を行ってきた。

更には、議会報告会において「庁舎等建設について」をテーマに掲げ、町民の声を聴き、今後確実に人口が減少していく中で、新庁舎に求められる機能や町民の利便性の向上等について調査・検討を行ってきたところである。

整備場所を含め、規模や機能等については、基本構想等の策定作業段階において順次示され、具体的な検討に入ることとなるが、現段階においては、それらが明確となっていないことから、本特別委員会のこれまでの調査・検討の結果を踏まえ、「現段階における基本的な考え方と方向性」として提言するものである。

今後策定される予定の基本構想等への反映を強く求めるとともに、新庁舎の整備を契機とした新たな取組による町民サービスの質の向上を期待するものである。

## 《これからの庁舎のイメージ》

- 1 町民が誰でも気軽に相談に行くことができる庁舎
- 2 事務的な場所ではなく、町民が賑わいや憩いの場でもあることを実感できる庁舎
- 3 様々な情報を得ることができ、町民が「行こう」「行ってみたい」と思える庁舎
- 4 町民に分かりやすく、手続きが簡単に行える庁舎

### (1) 町財政への配慮について

- ア 合併特例債に加え、補助制度の活用を追求し、財源確保に努めること。
- イ 今後、他の公共施設（建物、インフラ系）の老朽化に伴う更新の必要性を考慮し、公共施設整備基金充当の可否について慎重に検討すること。
- ウ 整備後において設備等の追加が必要とならないよう、計画策定段階において十分に検討し、必要とする機能や設備を確保した上で、可能な限り整備費を抑制するよう努めること。
- エ 維持管理が容易でランニングコストを削減できるよう十分配慮すること。

### (2) 行政機能について

- ア 利用する町民に組織体制や業務内容等が分かりやすく、また、相談や利用が多い窓口は重点的に配置（同じフロアへの配置など）し、利便性が向上するよう十分配慮すること。
- イ 窓口にローカウンターを設置するとともに、利用者が職員との「壁」を感じることなく、親しみがあり、気軽に相談に来ることができる窓口となるよう、また、職員対応の更なる向上も含め、努めること。

ウ 効率的な行政運営と町民サービスの提供の充実を図るため、業務上のニーズの把握を行い、職員が働きやすい執務環境となるよう配慮をすること。

エ 町民サービスを効果的かつ効率的に提供し、町民の利便性を向上するため、各窓口で行われる主な手続き（証明書の発行、各種届出など）が一箇所の窓口で行うことができる「ワンストップサービス」の導入に努めること。

オ 集約化を検討している公共施設の会議室については、使用頻度の低い会議室を必要に応じて庁舎内に集約して町民・各団体と共有し、施設の有効利用と全体的な維持管理経費の削減を図ることができるよう努めること。

カ 外国人技能実習制度の運用により、町内企業において外国人技能実習生の受け入れが増加している現状にあり、今後、在留外国人の行政ニーズが多様化することを考慮し、在留外国人に対してスムーズな窓口対応ができるよう配慮すること。

キ 庁舎整備に合わせて組織機構の見直しを行う場合は、現在行っている町民サービスに加え、新たなサービスを導入するなど、庁舎移転を契機に町民サービスの質の向上について検討をすること。特に、町民の不利益解消に努めること。

～町民の不利益解消とは～

利用又は支給の対象でありながら手続きをしなければ適用されない制度・事業については、当該対象者に対して、行政側から制度を積極的に案内し、利用又は支給に向けた対応を行うもの。

### （3）災害対策機能について

ア 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに町民に緊急情報を提供するとともに、被害状況を収集・分析し、応急対策指示を行うことが重要なことから、防災拠点機能として迅速な初動体制がとれるスペース（災害対策本部室）及び機能の確保に努めること。

イ 防災拠点機能の向上を図るため、一時避難者への対応が可能なスペースの確保（平常時は他の用途で使用することも含める。）について検討すること。

#### （４）交流（集う・憩う・賑わう）・情報発信機能について

ア 庁舎内に自由に利用することができる町民交流スペースを設け、行政手続きを行う場所ということだけではなく、親しみがあり、賑わいや憩いの場でもあることが実感できる庁舎となるよう工夫をすること。

イ 立地特性を考慮し、町民の交流や各種イベントを開催することが可能な屋外広場の確保について検討すること。

ウ 町民や町外からの来庁者が町の情報や観光情報を容易に入手することができるよう工夫をすること。

#### （５）議会機能について

ア 議会機能は、本庁舎内に整備することとし、現在の議場よりも規模を縮小することを検討すること。

イ 議場は、現在の設備を維持することとし、議会運営の支障とならない範囲において、町民・団体の会議等で使用することができるよう、汎用性の高い議場となるよう検討すること。